



令和3年度 久留米市学童保育所入所のご案内

入所申込期間

令和3年1月4日(月)～1月22日(金) 【ただし日曜・祝日は除く】

【平日】 午後1時から午後5時まで

【土曜日】 午前10時から午後5時まで

書類の受付場所

入所希望の各学童保育所

久留米市では、保護者が仕事や病気などのため、学校が終わったあとや長期休業中などに家庭での養育ができない児童を対象として、学童保育所を開設しています。

学童保育所では、異年齢集団による楽しい遊びや、グループ活動を通じて、豊かな心を育てるとともに、正しい生活習慣を身につけるよう指導します。

久留米市
久留米市学童保育所連合会

1 対象児童

久留米市にお住まいで、市内の小学校に通う1年生～6年生の児童のうち、放課後・長期休業中などに家庭での養育が受けられないと認められる児童です。

ただし、4年生～6年生については、1年生～3年生及び4年生以上で障害のある児童の入所決定後、受入可能な場合に限り受入れを行います。

「家庭での養育が受けられない」とは、保護者が次のいずれかに該当する場合です。

- ① 就労している(月～土で3日以上、かつ午前8時30分から午後6時のうち1日4時間以上)
- ② 疾病、障害がある
- ③ 産前産後期間である(出産予定日の産前8週または産後8週である)
- ④ 介護、看護している(月～土で3日以上、かつ午前8時30分から午後6時のうち1日4時間以上)
- ⑤ 修学中である(月～土で3日以上、かつ午前8時30分から午後6時のうち1日4時間以上)
- ⑥ 災害復旧にあたっている

2 入所開始日

令和3年4月1日(木)

3 開所時間

通常時	土曜日・長期休業(夏・冬・春休み)時
学校終了後から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで

なお、平日(月～金)は、希望される方に午後7時までの延長利用を実施しています。

- ・日暮れの早い冬季、豪雨や台風などの日に、児童の安全性を考慮して、お迎えをお願いしたり、早めに帰宅を促したりする場合があります。
- ・台風などの日で、児童の安全を確保するため、臨時閉所する場合があります。

4 閉所日

日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他市長が定める日

5 利用料

利用区分	利用料
平日(月～金) 延長なし	5,000円
平日(月～金) 延長あり	6,500円
平日+土曜日(月～土) 延長なし	6,500円
平日+土曜日(月～土) 延長あり(月～金のみ)	8,000円

- 利用料には、おやつ代（「平日のみ」の方は1,800円、「土曜日も利用」の方は2,250円）を含みます。
- 月の途中で入退所の場合も、1か月分の利用料がかかります。
- 年度途中からの利用変更及び退所は、必ず前月中に学童に申し出て手続きを行ってください。
- 延長利用されない場合でも、お迎えが午後6時を過ぎると延長利用料（1,500円）が発生しますのでご注意ください。
- 利用料は口座振替でお願いします。申し込み時にご指定いただいた、福岡銀行・筑邦銀行・農協（久留米市農協に限る）・ゆうちょ銀行のいずれかの口座から、当月分を25日（土日祝の場合はその翌営業日）に振替いたします。再振替はありません。

利用料の減額について

※減額を受けるには、必ず毎年度申請が必要です。

【生活保護受給世帯】

利用区分	減額前利用料	減額後利用料
平日（月～金） 延長なし	5,000円	1,800円
平日（月～金） 延長あり	6,500円	1,800円
平日+土曜日（月～土） 延長なし	6,500円	2,250円
平日+土曜日（月～土） 延長あり（月～金のみ）	8,000円	2,250円

生活保護受給世帯は、減額のご案内や申請書類を学童保育所連合会からお送りしますので、ご連絡ください（連絡先は、最終ページに記載しています）。

【就学援助認定世帯】

利用区分	減額前利用料	減額後利用料
平日（月～金） 延長なし	5,000円	4,000円
平日（月～金） 延長あり	6,500円	5,500円
平日+土曜日（月～土） 延長なし	6,500円	5,200円
平日+土曜日（月～土） 延長あり（月～金のみ）	8,000円	6,700円

就学援助世帯は、毎年度、市の学校保健課（Tel 0942-30-9273）から認定を受けてください。市の認定通知が届きましたら学童保育所連合会に申請してください。利用料減額の手続きは5月にご案内いたします。

なお4月分以降の利用料は、一旦減額前の利用料を納付していただき、6月分以降の利用料で減額調整いたします。新一年生で入学準備金の支給を受けた方は、3月末までに申請されますと、4月から減額後の金額にて利用できます。

6 保険

学童保育中、不慮の事故等でお子さんがけがをされた場合に備え、学童保育所連合会で一括して傷害保険・賠償保険に加入し、その保険の範囲内で補償いたします。

対象・補償額等は、学童保育所連合会までお問い合わせください。

7 入所にあたってお願いする事項

学童保育所を円滑に運営するため、入所にあたって、次のことをお願いします。

- (1) 月額利用料は学童保育所連合会が定める期日までに納付してください。
※利用料を2ヶ月滞納した場合は、退所していただきます。
- (2) 届出書類の内容（連絡先等）について変更が生じた場合は、速やかに申し出てください。
- (3) 学校担任の先生に、学童在籍児童であることを伝えてください。
- (4) 集団生活の場となりますので、各学童のルールを守ってご利用いただきますようお願いいたします。
- (5) 学童保育所では、昼食の提供は行っていません。土曜日や長期休業中など、学校給食のない日は、お弁当を準備してください。
- (6) おやつを提供しますので、アレルギー等で食べられないものがある場合は、あらかじめ指導員にお知らせください。
- (7) 児童の体調について心配がある場合は、必ず指導員にお知らせください。
- (8) 学校を休む、早退する等で、学童保育所を利用しない場合は、必ず連絡帳または電話で連絡をしてください。
- (9) 児童の安全のため、お迎えは保護者、またはあらかじめ連絡をいただいた保護者に代わる方をお願いします。
- (10) その他不明な点は、指導員にご確認ください。

入所申込方法

受付日時

令和3年1月4日（月）～1月22日（金）【ただし日曜・祝日は除く】

【平日】 午後1時から午後5時まで

【土曜日】 午前10時から午後5時まで

提出書類

①久留米市学童保育所入所申込書（兼児童台帳）

- 同世帯から2人以上入所する場合でも、児童1人につき1枚ずつ提出してください。
- ボールペン等で記入してください（鉛筆など消えるものは不可）。
- 土曜日や延長利用を希望される場合は、必ず申込欄に記入してください。記入がない場合には、利用できません。

- 指導上の参考とするため、「児童の状況」欄には、児童の性格や疾病、障害等、集団生活の中で配慮してほしい事項について、くわしく記入してください。（障害者手帳、療育手帳などをお持ちの場合は、コピーを添付してください。また、特別な配慮が必要な障害等については、診断書等のコピーを添付してください。）
- 緊急の連絡先は、携帯電話、勤務先なども、必ず記入してください。

②家庭で養育できないことを証明する書類（就労証明書など）

家庭で養育できない理由	提出書類	注意事項
会社等に勤めている	「就労証明書」 （指定様式）	会社等で記入・押印をもらってください。
自営を行っている	「自営業（個人又は法人経営者）就労申告書」 （指定様式）	記入・押印をしてください。
農業等に従事している	「農業就労申告書」 （指定様式）	記入・押印をしてください。
疾病・障害	医師の診断書または 障害者手帳のコピー	診断書は、保険の請求等に利用したもののコピーで可。ただし、受付日前6か月以内に発行されたもの
産前産後	母子手帳のコピー	出産予定日の分かるもの（表紙及び「妊婦自身の記録」ページ）
介護・看護	医師の診断書または 障害者手帳のコピー	診断書は、保険の請求等に利用したもののコピーで可。ただし、受付日前6か月以内に発行されたもの
災害復旧	罹災証明書	罹災証明書は、他に提出したもののコピーで可。ただし、受付日前6か月以内に発行されたもの
学校・職業訓練校等に在学している	学生証、在校証明書等のコピー	在校証明書等は、別途使用したもののコピーで可。ただし、受付日前6か月以内に発行されたもので在籍期間の分かるもの

- 証明書等は、母・父それぞれ1枚ずつ必要です。
- 同じ学童保育所に、兄弟姉妹で入所を希望する場合、世帯で1部提出してください。
（兄弟姉妹それぞれに添付する必要はありません）
- 就労状況に不明な点があるときは、詳細をお尋ねし、必要な場合は別途書類の提出をお願いすることがあります。

提出された証明で、令和3年4月1日時点の就労状況等が確認できない場合は、4月1日以降に再度証明を提出していただきます。

③口座振替依頼書

ご希望の金融機関の所定様式に記入・押印し、直接、金融機関窓口へ提出してください。
（兄弟姉妹それぞれ手続きが必要です）

①～②の書類の受付場所

入所希望の各学童保育所

- ※書類審査後、必要に応じて面接等を行う場合があります。
- ※「年間指導計画」に基づいて指導を行っていますので、1年間（産前産後を除く）の入所をお願いします。ただし、家庭で養育が受けられる状態になった場合は退所になります。

手続の流れ

申込書受取り

申込書配布開始日：12月14日（月）から
【平日】午後1時～午後5時 【土曜】午前10時～午後5時
・申込書は各学童保育所に準備しています

申込み

申込受付期間：1月4日（月）～1月22日（金）
【平日】午後1時～午後5時 【土曜】午前10時～午後5時
・申込書に必要事項を記入し、必要書類添付の上ご提出ください

証明書類の確認

提出された書類等で入所基準を満たしているかどうかを確認します

入所可能の方
（入所条件を満たす方）

入所説明会のご案内は各学童から2月中にお知らせの予定です

4月1日（木）
利用開始

入所できない方
（入所条件を満たさない方）

2月中旬以降、保護者の方へ通知書が届きます

久留米市学童保育所一覧

(令和2年12月1日現在)

	学童保育所名	連絡先
1	南校区学童保育所	0942-22-4860
2	京町校区学童保育所	0942-35-6706
3	津福校区学童保育所	0942-36-0411
4	山本校区学童保育所	0942-45-5470
5	東国分校区学童保育所	0942-21-0262
6	長門石校区学童保育所	0942-35-0288
7	青峰校区学童保育所	0942-44-0581
8	西国分校区学童保育所	0942-39-6358
9	荒木校区学童保育所	0942-26-3020
10	上津校区学童保育所	0942-21-0339
11	宮ノ陣校区学童保育所	0942-32-0306
12	山川校区学童保育所	0942-44-4513
13	高良内校区学童保育所	0942-44-3202
14	鳥飼校区学童保育所	0942-33-6127
15	安武校区学童保育所	0942-26-2600
16	御井校区学童保育所	0942-43-9773
17	大善寺校区学童保育所	0942-27-1168
18	合川校区学童保育所	0942-43-7293
19	小森野校区学童保育所	0942-37-0304
20	金丸校区学童保育所	0942-32-3737
21	善導寺校区学童保育所	0942-47-5440
22	草野校区学童保育所	0942-47-4741
23	南薫校区学童保育所	0942-30-7368

	学童保育所名	連絡先
24	篠山校区学童保育所	0942-38-3832
25	日吉校区学童保育所	0942-30-7290
26	荘島校区学童保育所	0942-39-3323
27	大橋校区学童保育所	0942-47-4545
28	田主丸校区学童保育所	0943-72-1668
29	竹野校区学童保育所	0943-73-1360
30	水縄校区学童保育所	0943-72-1329
31	船越校区学童保育所	0943-73-1173
32	川会校区学童保育所	0943-73-2624
33	水分校区学童保育所	0943-72-4546
34	柴刈校区学童保育所	0943-72-2544
35	北野校区学童保育所	0942-78-5456
36	大城校区学童保育所	0942-78-3125
37	弓削校区学童保育所	0942-78-7723
38	城島校区学童保育所	0942-62-1415
39	青木校区学童保育所	0942-62-2353
40	江上校区学童保育所	0942-62-2988
41	下田校区学童保育所	0942-62-4646
42	三瀬校区学童保育所	0942-64-5599
43	西牟田校区学童保育所	0942-64-5677
44	犬塚校区学童保育所(第1)	0942-65-1717
	犬塚校区学童保育所(第2)	0942-65-1786
45	金島校区学童保育所	0942-78-5515

※小学校の統合に伴い、城島校区学童保育所への入所を希望される方は、下記のとおり、お問合せや申込書の提出をお願いします。

- 城島・浮島校区にお住まいの方は「38 城島校区学童保育所」へ
- 下田校区にお住まいの方は「41 下田校区学童保育所」へ

学童保育に関するお問合せ先

久留米市学童保育所連合会

電話 0942-38-2045
ファクス 0942-38-0014